

- 消費税引き上げに当たっての条件として公共事業への重点配分を規定した附則第 18 条第 2 項を削除すること
- 東日本大震災の被災者に対して、負担増とならないように控除もしくは給付措置を別途設けること
- 一時的な簡素な給付措置で終わらせることなく、恒久的な逆進性対策を確実に実施すること

## ★ 社会保障制度改革推進法案関係

国家として国民の生活の安定に責任を果たすことを基本にしつつ、自助、共助、公助の適切な組み合わせで、社会保険制度では対応しきれない部分について適切な福祉措置を講じることを担保し持続可能な社会保障制度を構築するために以下の再修正を求めます。

- 第二条 基本的な考え方の条文を以下の通り修正すること

一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国が憲法第二十五条の規定に基づき健康で文化的な最低限度の生活を保障することを前提に、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者と給付を受ける者、それぞれの立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

- 第六条 医療保険制度の条文を以下の通り修正すること

四 ~~今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、~~第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

- 第九条 社会保障制度改革国民会議の任務に、中長期的な国家が保障すべき社会保障の水準と負担のありうべき方向性について審議する旨の規定を加えること
- 社会保障制度改革国民会議の委員の要件を、国土開発幹線自動車道建設法に基づく国土開発幹線自動車道建設会議と同様に法律で具体的に規定すること。

(参考) 国土開発幹線自動車道建設法

第十三条 会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、次の掲げる者をもって充てる。

一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 六人

二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 四人

3 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。